

第4期 大阪府営業時間短縮協力金【大阪市内対象】の変更点

(中小企業等で1日当たりの売上高が10万円以下の店舗は今までどおりです)

- これまでの協力金は支給額が一律でしたが、「まん延防止等重点措置（令和3年4月5日～24日）」にかかる大阪市内の「第4期協力金」については、売上高や売上高減少額方式といった指標をもとに算定する、事業規模（売上高）に応じた協力金です。
- また、中小企業等と大企業では、算定方式が異なります。
- 事業規模に応じた協力金の申請店舗については、今回から新たに店舗ごとの飲食部門の売上高をもとに、支給額を算定するため、確定申告書類や売上帳簿類の写しをご提出いただく必要があります。
なお、算定に用いた売上帳簿やレジの日計表、会計伝票などは、保存しておいてください。

■ 売上高方式 (中小企業等(会社・個人事業主・その他の法人)) 申請店舗の令和2年又は平成31年4月の飲食部門の1日当たりの売上高(消費税・地方消費税を除く)	支給額(1店舗・1日)	確定申告書類及び売上帳簿類の写し、「算定シート」の提出
10万円以下	4万円(一律)	不要です ※要請期間中に閉店、開店した方は「算定シート」を提出してください。
10万円超～25万円以下 ①	4万円～10万円(①×0.4)	必要です
25万円超	10万円(一律)	
■ 売上高減少額方式 (大企業(中小企業等も選択可)) 申請店舗の令和2年又は平成31年4月の飲食部門の1日当たりの売上高(消費税・地方消費税を除く)から令和3年4月の飲食部門の1日当たりの売上高(消費税・地方消費税を除く)を引いた額 ②	②×0.4 (上限20万円)	必要です

※ 詳しくは、募集要項で確認してください。

【注】 売上高には、消費税・地方消費税を含みません。

募集要項の記載を補足させていただきます。

P6 ①売上高方式 イ	『申請店舗の令和2年4月又は平成31年4月の飲食部門の1日当たりの売上高(消費税及び地方消費税を除く)』×0.4
P7 ②売上高減少額方式	(『申請店舗の令和2年4月又は平成31年4月の飲食部門の1日当たりの売上高(消費税及び地方消費税を除く)』から『申請店舗の令和3年4月の飲食部門の1日当たりの売上高(消費税及び地方消費税を除く)』を引いた額)×0.4
算定シート 【2】、【2】-2 【3】、【3】-2	算定に当たり参照する「売上高」は、消費税及び地方消費税を除いた額で記入してください。